神福高第 2188 号
令和４年１月 27 日

高齢者関係施設等　施設長　様
　　管理者　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

兵庫県が「まん延防止等重点措置実施区域」に指定されたことに踏まえ、「令和３年度新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を以下のとおり改定しました。

引き続き、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

○令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針－第６弾改定－」

https://www.city.kobe.lg.jp/a95474/reiwa3taiouhoushin6kaitei.html

○主な改定内容

・「２．検査体制の確保」を以下のとおり改定しています。

【積極的検査の重点化について】

第６波における感染者数の急増に対応し、濃厚接触者の検査を優先させるために、積極的検査の対象を、重症化リスクの高い施設に重点化することとし、１月 26 日より、当面の間、以下の通りに変更する。

・感染者と同居する濃厚接触者
・高齢者、障害児・者の施設での積極的検査対象者

※高齢者関係施設等での積極的検査はこれまで通り実施します。
※学校園・保育所など上記以外の福祉施設については積極的検査を当面の間、停止

※「９．社会福祉施設等」の項目については対応方針第６弾から変更ありません。

以上

福祉局高齢福祉課　TEL：322-5219
FAX：322-6046